

大阪狭山市下水道事業経営審議会の公開に関する基本的な方針（案）

1 定員

- (1) 会議を傍聴できる定員は原則として5名とする。
- (2) 傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、抽選とする。
- (3) 受付は会議当日、開始30分前から会場にて行う。

2 遵守事項

傍聴を希望する者は、次の事項を遵守しなければならない。傍聴人が遵守しない場合は、会長は退場を命じることができる。

- (1) 会議場所においては静粛にし、かつ、会議における言動に対して拍手その他の方法で賛否の意思表示をしないこと。
- (2) 会議場所において発言をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) 示威的行為をしないこと。
- (6) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (7) 会議場所において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、会長が認める場合は、この限りではない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。
- (9) 傍聴人は、会議の途中において生じた事態により、緊急に会議が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならない。

審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開し、市民にその審議状況を明らかにすることにより、市政の透明性の一層の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を推進することを目的とする。

2 対象

この指針の対象とする審議会等は、市民、各団体代表、学識経験者等で構成され、法令、条例、要綱等で定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うために市長その他の執行機関に設置された機関（市職員若しくは国又は他の地方公共団体の職員のみで構成するものを除く。以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例等の規定により、会議が非公開とされる場合
- (2) 大阪狭山市情報公開条例（平成10年大阪狭山市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第6条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等をする場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあり、会議の目的が達成できないと認められる場合

4 公開又は非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、3の基準に基づき審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。ただし、新たに設置される審議会等については、当該審議会等を設置する執行機関が当該審議会等の設置の目的及び審議する内容等が3の基準に該当するかどうかを判断し、当該審議会等の最初の会議の公開又は非公開について決定するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とする決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。

- (3) 審議会等の決定により公開とされた会議であっても、開催ごとの審議事項に3のただし書きに該当する事項が含まれる場合は、審議会等の長の判断により会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等は、公開する会議について、傍聴できる定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (2) 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (3) 審議会等は、会議に付する会議資料(非公開情報が記録されている部分を除く。以下同じ。)を傍聴者に配布し、又は閲覧に供するものとする。
- (4) 審議会等の長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

6 会議開催の周知

審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、おおむね会議の開催日の1週間前までに、次に掲げる事項を市のホームページへの掲載、市役所前の掲示板への掲示その他適当な方法により、一般に周知するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときその他やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴定員
- (6) 傍聴手続
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他必要な事項

7 情報提供

審議会等は、公開した会議の会議録又は会議の結果について、会議資料と併せて情報公開コーナー及び当該審議会等の庶務を担当するグループ等において一般の閲覧に供することにより、公表に努めるものとする。

9 適用期日等

- (1) この指針は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に開催される審議会等

の会議について適用する。

- (2) この指針の施行の日（以下「施行日」という。）前において、審議会等の会議が会議の公開又は非公開の決定を行っていない場合は、施行日以後に行われる初回の審議会等の会議は、原則として非公開とし、当該会議において以後の会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。